

共有者が多数決で共有地を処分することの合理性

——台湾の土地法及び祭祀公業條例の規定を中心に——

謝 柁 森
松 田 惠美子（訳）

- 一 序論
- 二 台湾の祭祀公業制度と関連法令の沿革
- 三 台湾法の共有不動産の処分規定についての争点
 - 1 台湾民法の共有不動産の処分に対する規定
 - 2 台湾土地法の共有不動産の処分に対する特別規定
- 四 台湾の祭祀公業條例の派下員が共有不動産を処分する方式についての争点
 - 1 台湾の祭祀公業條例の立法政策
 - 2 不動産処理に関わる法律規定
 - 3 祭祀公業不動産の権利の帰属
- 五 台湾の祭祀公業の派下員が現行法の下でいかに自己の權益を確保するかについて
 - 1 祭祀公業條例の規定により登記をする時の不動産の処理
 - 2 祭祀公業條例の規定により法人登記をしない時の不動産の処理
 - 3 祭祀公業の土地の確実な調査と申請者のいない土地の代替競売
- 六 結論

一 序論

台湾の祭祀公業の目的と機能は、時代の変遷及び觀念の改変によつて、その派下員の身分關係と祀産の所有權及び利用の法律關係が生まれるために常に整理することは困難であつた。政府は「祭祀公業土地清理「整理」要點」と「台湾省祭祀公業土地清理辦法」の二つを續けて定めることで関連する問題を処理はしたが、それは法律レベルの効力をもたぬために、もし法的な紛争となると法院も民法と土地法の関連規定によつて判決を下すしかなかつた。しかしそれもまた個別事案の処理にすぎず、依然として祭祀公業の全体的な問題を解決することはできなかった。

祭祀公業は台湾の民間祭祀団体が祖先を祭るために設けた独立の財産であり、台湾の本土復帰後に祭祀公業を「共同共有」と位置づけたのであるが、登記実務では団体名義で申請して登記することにも同意したため、登記実務上の種々の混乱を引き起こすことになつた。¹⁾

この過程の中で、祭祀公業が登記し法人となつていない時には、財産は派下員の共同共有という關係となるために、そ

の不動産利用と処分の法律關係は、民法第八一九条第二項と土地法第三四条の一の規定によつてこれを処理できるのみであつた。しかし土地法の第三四条の一第一項は以下のように定める。「共有の土地或いは建築改良物は、その処分・変更及び地上權・農育權・不動産役權「補記参照」或いは典權の設定の場合、共有者の過半数及びその持分の合計の過半数の同意を以てこれを行なわなければならない。但しその持分の合計が三分の二を超えるものは、人数は計算しない。」同条第五項は次のように定める。「前四項の規定は、公同共有にこれを準用する。」しかしこの条文では売却して金銭に替えたり或いは典權を設定するには多数決の同意をもつてこれを行なうことができないが、なぜ抵當權はまたもや設けられないのか？その中の原理を理解できない派下員にとつて、根本的に正確な判断をすることができないのである。

今日の台湾は法律の効力を具えた特別法「祭祀公業條例」を定めたとはいへ、その条文は一方でその伝統的な祖先祭祀、宗族尊重、線香の継続、公益的慈善と教化を振興するという機能を肯定し、またもう一方ではその間に出てくる可能性のある法律問題を意識的に解決し、登記に行こうとしない祭祀公業に対してある種の強制的効果さえもたらすのである。例

えはこの條例の第二一條第一項は次のように定める。「本條例施行前にすでに存在した祭祀公業は、本條例により申請し、併せて直轄市・縣（市）の主管機關に登録した後、祭祀公業法人となす。」そして第五九條第一項は次のように定める。「新たに設立する祭祀公業は民法の規定により財団法人或いは財団法人とせねばならない。」同條第二項は次のように定める。「本條例施行前に、すでに成立した財団法人の祭祀公業は、本條例の規定により、三年以内に変更登記をし祭祀公業法人となすことを得、登記完成の後に、祭祀公業法人の主管機關は法院に書面申請して財団法人の登記を廃止せねばならない。」細かくみると、新・旧の祭祀公業の法人の属性には差異があり、もともとすでに存在していた祭祀公業は、その届け出を経て、主管機關の登記の後に祭祀公業法人となるのであるが、この祭祀公業法人は一体どのような性質なのであろうか。この條例はさらに性質を定めていないが、意識してそれを民法の社団法人或いは財団法人と区別しているかのようであるので、もし後にこの祭祀公業が解散するなら、その財産はいかに帰属するであろうか。またもや解釈と法院の判決の認定に頼ることになる。

二 台湾の祭祀公業制度と関連法令の沿革

台湾の祭祀公業と中国古代の祭田は似ており、祖先を祭ることを目的とし、また宗族意識を凝集する、漢民族社会独特の風習である。中国の明末・清初期に台湾への移民は徐々に増え、台湾の祭祀公業は日ごとに増加したのであり、日清戦争の後、台湾は日本に割譲されるが、台湾人民の祖先を追慕する情によって、祭祀公業の設立が再び起きた。

日本の明治四十一年の台湾総督臨時旧慣の祭祀公業の統計総件数は二二一九件に達している。その後、日本政府は台湾の祭祀公業の法令を日本の民法の体系に入れ、大正一一（一九二二）年の勅令第四〇七号第一五条によって以下のように定めた。「本勅令施行の際、現存の祭祀公業は、慣習によって存続する。但し民法施行法第一九条の規定を準用して法人とみなすことができる。」そして当時の日本の民法施行法第一九條第一項は次のように定める。「民法施行以前に、すでに独立した財産を有する社団或いは財団で、民法第三四條に列挙するところの目的を具えるものは、法人とみなす。」そして民法第三四條が列挙するところの目的というのは、祭祀、宗教、

慈善、学術、技芸、或いはその他公益に関わることを指している。⁽²⁾ この勅令は大正一二(一九三三)年一月一日から台湾で施行され、台湾の祭祀公業は新たに設立されることは許されなかった。⁽³⁾

台湾本土復帰後は社会の変化によって、人口の流動化、小家族化が趨勢となり、親族関係はかつてのように緊密ではなく、祭祀公業の未整理の土地の筆数は三八七一六筆にまで上回った。台湾政府は内政部が一九八一年に制定・公布した「祭祀公業土地清理要點」の助けをかりて祭祀公業の土地と派下員を整理し、また設立を補助し或いは管理人の改選を補助し、土地の処分或いは利用に便となるようにした。そして一九八六年の改正をまっけて、祭祀公業が新たに不動産所有権或いはその他の権利を取得した時、すでに成立している財団法人以外は、登記は派下員全員の公同共有とせねばならず、「祭祀公業」の名義での登記はできなくなった。⁽⁴⁾ この外、台湾省政府が一九九八年四月三〇日に公布した「台湾省祭祀公業土地清理辦法」は、主たる目的は祭祀公業事件の処理日程を短縮することにあつた。その影響は整理後に祭祀公業の派下全員名簿を給付する祭祀公業に対して、登記を妥当なものにする

るか、登記を変更した後に、祭祀公業の財産移転の登記をし財団法人の所有とするか、登記を変更して派下員の分別共有とするか、個別所有とするか、現登記簿の登記名義を維持するか、しなければならぬことにある。⁽⁵⁾

祭祀公業は法律上いかに位置付けるかにつき、学説上見解は一致せず、いわゆる实在総合人説(ゲルマン法の法人説に似る)、慣習法人説(ローマ法の法人説に似る)、被祭祀者主体説、派下員分別共有説、派下員公同共有説、非法人団体説、特殊性法人説等の異なる見方があり、ただ各学説の論理はいずれも不十分な点がある。⁽⁶⁾

中国の清朝が台湾を統治した時期は、それは民間の宗族の自治団体とされ、公権力の介入は少なかった。台湾の本土復帰後は民国初年の大理院の見解に従つて、祠堂の族産類似のものとも、法人とは認めなかった。このため実務上は、その財産は派下員の公同共有と考えるとされた。学説上は「慣習法人」と考えられはしたが、法人といつても、こつなると祭祀公業の財産は法人の単独所有となり、慣習法人はその財産を利用或いは処分する時、どの法律規定を根拠としても争いを引き起こすので、そのため台湾の法院の実務が受け入れるところとはならなかった。

台湾地区の祭祀公業の土地は現在ほぼ六万筆余りで、面積は一三九〇〇ヘクタールを超え、一部は主体が不明で、土地の権利所屬の認定は困難であるため、土地の有効利用や、税金の徴収ができず、実際上解決の必要があつたのである。政府が上述の「祭祀公業土地清理要點」と「台湾省祭祀公業土地清理辦法」を定めたとはいへ、いずれも行政機関が自ら制定した行政命令で、法律のレベルではない。且つ祭祀公業は複雑に錯綜しており、法律要件と効果には疑いがあり、このため成果は明らかでない。この点に鑑み、台湾政府は二〇〇七年二月二日に立法院で法律レベルとなる「祭祀公業條例」を採択して祭祀公業に関連する問題について定め、二〇〇八年七月一日より施行した。⁸⁾

台湾の祭祀公業條例の立法目的は「地籍清理」「整理」條例草案」とあいまって祭祀公業の土地を整理するだけでなく、さらに祖先崇拜の伝統的美徳を受け継ぎ、また公益的慈善と社会教化事業を振興することで、発展を永續させることにある。そこで「特別法人」の地位を与え、それを権利義務の主体とさせ、行政機関の監督・指導によって、宗族の伝統を続け併せて土地利用にも意を払い及び公共の利益を増進すると目標を達成させることで、もともとの公同共有関係から生

まれる土地登記・財産処分との運用という困難な問題を解決するのである。⁹⁾ またこの條例については立法過程の中で行政院が提案した説明でも以下のように認めている。「祭祀公業の性質は特殊であり、それは独立財産を基礎とし、そして派下員全体によって構成され、同時に財団法人及び社団法人の特徴を兼ねており、派下員の大会を最高の意思機関とするのみならず、それは専ら祭祀のために設立される財産であつて営利を目的とするのではなく、また公益の性質ももたないため、法律で單純にそれを財団法人或いは社団法人に類似なものはすべきでないのである。その固有の宗族の伝統的な特性を維持し繼續することに基礎をおき、それと現行の法体系が符合しないという問題を解決するために、ここに本條例に基づいて申請して登記を完成した祭祀公業は特殊な性質の法人となし、名称は祭祀公業法人とすることを定め、それに当事者能力を具えさせ権利義務の主体となすものとし、財団法人及び社団法人と区別するものとする。」この文の説明に従つて台湾の国会である立法院の審査会もまたこの見解に同意したため、これによって草案は採択された。¹⁰⁾

三 台湾法の共有不動産の処分規定についての
争点

1 台湾民法の共有不動産の処分に対する規定

共有は台湾の民法の中では(1)分別共有と(2)公同共有に分けることができる。前者はすなわち、数人がその持分に応じて、一物に対する所有権を有するものは、共有者となす(民法第八一七条第一項)を指す。後者は、法律の規定・慣習或いは法律行為により、一つの公同関係となる数人が、その公同関係に基づいて、一物を共有するものは、公同共有者となす(民法第八二七条第一項)と、そして各公同共有者の権利は、公同共有物の全部に及ぶ(民法第八二七条第三項)を指す。祭祀公業はもし法律により登記し法人としていない時は、その財産については我国の実務上の見解は派下員の公同共有とされており、慣習上からは派下員が祖先を祭る共同目的のために成立させた共有財産に基づく法律関係であると考えられる。よって祭祀公業の財産の通説は派下員の公同共有財産と考えている。

分別共有の財産の処分について、民法第八一九条第一項は

次のように定める。「各共有者は、その持分を自由に処分しうる。」同条第二項、「共有物の処分・変更・負担の設定は、共有者全体の同意を得なければならない。」そして公同共有の財産処分は、民法第八二八条第一項が次のように定める。「公同共有者の権利義務は、その公同関係が成立する根拠となる法律・法律行為或いは慣習によりこれを定む。」同条第三項は次のように定める。「公同共有物の処分及びその他の権利の行使は、法律で別に定める外は、公同共有者全体の同意を得なければならぬ。」

上述の条文の定めによれば、不動産が何代にもわたり相続されまた分割されていない時は、祭祀公業の共有者が数百、甚しい時には千人以上にまでも達して祭祀公業の不動産を公同共有することになる。長い年代を経、共有者の中にはすでに海外に移り住んだものがある外、行方不明や死亡した者さえあり、共有者全体に全体の同意を求めてから不動産の処分や変更ができることを望むことは、必然的に不可能となり、共有地を荒廃させ十分な利用ができなくなり、法的な紛争が生じている。このため土地法中に修正を加えこの問題を解決することになる。

2 台湾土地法の共有不動産の処分に対する特別規定

(1) 土地法第三四条の一を追加したことの立法目的

台湾の内政部の資料の示すところによれば、台北市の分別共有は、八億分の一七六に細分化されるものがあり、そして公同共有はまた数千人或いは数万人以上に達するかもしれず、¹¹⁾ 祭祀公業の土地は根本的に十分に利用することが難しくなっている。共有不動産の紛争を解決し、土地の利用を促進し、土地管理と税金の徴収に便とするために、台湾では一九七五年七月一五日に法を改正し、土地法第三四条の一を追加した。その第三四条の第一項は以下のようになっている。「共有の土地或いは建築改良物は、その処分・変更及び地上権・農育権・不動産役権或いは典権の設定は、共有者の過半数及びその持分の合計の過半数の同意を以てこれを行わなければならない。但しその持分の合計が三分の二を超えるものは、人数は計算しない。」同条第五項はまた、公同共有にこれを準用する、と定める。

こうなると祭祀公業を担う派下員の公同共有の土地は多数決の同意を経てのみ、公同共有の土地を十分に利用できるのである。当時立法委員がなぜ祭祀公業の土地問題が今回の法改正で提起されないのかを問い糺した時、当時の内政部の高

應篤次長が立法委員の質問に答えて、次のように言った。「今回の法改正の時には確かに挙げていない、なぜなら土地登記作業の上では祭祀公業の土地は公同共有の土地とみなすため、特に言及はしないのである。」¹²⁾

(2) 土地法第三四条の第一項の設定には「抵当権」を含まないことについて

土地法第三四条の第一項が列挙する規定に、「**抵当権**」を設定することは含んでいないのは、各共有者が、その持分を自由に処分しうる（民法第八一九条第一項）以外に、主たる原因はもし過半数の共同者が同意するなら祭祀公業の不動産に抵当権を設定して金を借り、その借入れた金は、この比率に応じて反対した少数者に分配するのかがどうかにあるのであるうか？もし貸借期限がきたなら、これらの少数者もまた必然的に分配された金額を返還せねばならないのだろうか、また借金の利息までも負わねばならなくなり、もし返還できないなら、その不動産は競売されることになるのであろうか？もし借入れた金を比率に応じて少数の反対者（貸借契約の当事者ではないために）には分配しないのなら、賛成した多数者が運用して、元本と利息を返還した後に別に儲けた利潤は比率

に依じて反対した少数者に与えるべきなのであるか？もし反対する少数者に分配しないのなら、その運用で利潤を得た多数者は不当利得の嫌いはないのだろうか？こうなると、徒らに複雑な法律紛争を増やすことになる。もし賛成した多数者が一たび期日がきても債務を返済できないなら、祭祀公業の不動産は必ずや競売されてすべての共有者が皆所有権を失うことになり、その他の反対した少数の共有者の権益は侵害されてしまう。そうではなく直接に不動産を売却して金にかえ、得られた売却金は共有の比率に応じて分配する方がむしろよい。地上権・農育権・不動産役権を設定するに至っては、賃貸料収入がある以外に、所有権を失うことはないのです、その他の反対者の権益は少しも害しないことになる。

他に台湾大学の劉宗榮教授は以下のように考える。重い行為である「処分」が多数決で行なえうるといふなら、軽い行為である「抵当権」の設定ができないことがあるうが、理論上うまく一貫させるのは難しいようではあるが、その他の反対者という少数者の権益がこのために影響を受けるかもしれぬことを考え、他に制度を設けて確保すべきで、こうすれば、理論は一貫することになる。

(3) 土地法第三四条の第一項の設定に「典権」を含めることから生ずる争いについて

本条が定めるのは多数決で「典権」を設定できるということと、筆者はこの問題に対して反対意見を持っている。台湾の典権は、民法第九一条で次のように定める。「典権と称するは、典価を支払うことで他人の不動産を使用・収益するもので、他人が回贖しない時は、その不動産の所有権を取得する権である。」もし多数決で決定すれば典権を設定ことができ、一たび典権設定者が不動産を回贖する能力がない時は、不動産所有権を失うことになる。典権の設定に反対した少数者はこのためにその共有不動産を失うので、これらの反対した少数者に対しては不公平となり、これらの少数者もまた典価の分配に与るとしても、典価額は必然的に市価より低いので、逆に直接に不動産を売却してしまい、比率に応じて売却金を分配する方が、かえって公平である。この外、もし典価を反対する少数者に分配せずに、賛成した多数者が典価として得た金を運用して利益を得た時に、祭祀公業の不動産を回贖することの他に、得た利益を比率に応じて共有者全体に分配すべきなのであるか？もし反対する少数者に分配しないのであれば、入手金の分配を得た多数者はまた不当利得の状

況が現われることになる。その状況と前述の抵当権設定の争いの問題は同じで、表面上祭祀公業の土地を充分利用させるようにみえても、かえって法律関係を複雑にするものである。

(4) 処分或いは負担を設定して書面で通知できないものはこれを公告しなければならないことについて

土地法第三四条の第二項は次のように言つ。「共有者は前項の規定によつて処分・変更或いは負担を設定する時、まず書面で他の共有者に通知しなければならない、書面で通知できないものは、これを公告しなければならない。」この条文の規定は別に法律で「公告」の地点・期限・効力を定めるとはしていない。そのうえこれは私法上の権利であるのに、どうして公法上の公告をこのために用いることができるのか？その他事情を知らぬ共有者が通知を受け取つておらず事情を知らぬ時に、毎日公告欄に公告を見に行かねばならないという私法上の義務は全くなく、私法上の権益事項に対して公法的效果のある公告を人民の義務として課しそれに権利を失つという法律効果を生じさせるのは、生ずべきではない法律上の効力といえ、その立法がなお周到さに欠けていることがわかるのである。

四 台湾の祭祀公業條例の派下員が共有不動産を処分する方式についての争点

土地法第三四条の一を追加はしたが、依然として祭祀公業に関わる問題は解決できず、特に土地争いは、不良な祭祀公業管理人或いは派下員が第三者と結託して、偽の記録を作つて偽称して多くの派下員の同意を得、祭祀公業の財産を売却して金銭に変えてしまふことさえあつた。台湾は二〇〇七年一月一二日に法律の効力を具えた「祭祀公業條例」を採択、公布し関連問題を解決しようとした。

1 台湾の祭祀公業條例の立法政策

(1) 法律で祭祀公業條例の目的を明確に確認する
祭祀公業條例の目的は、主として祖先を祭り、孝道を発揚し、宗族の伝統を受け継ぎ及び祭祀公業の土地の地籍管理を健全なものとし、土地利用を促進することにある（第一条）。また祭祀公業の意義が曲解されることを避けるために、本條例第三条第一項は次のように定める。「祭祀公業は、設立者によつて財産を提供し、祖先或いはその他の享祀人を祭ること

を目的とする団体である。」この条文で言う「享祀人」は祭祀公業により祭られる人を指し（第三条第三項）、またつまり祭祀を受ける歴代の祖先である。

祭祀公業の設立者及びその派下権を継承する人を「派下員」と称し、派下員はさらに分けることができ、（一）派下全員、すなわち祭祀公業或いは祭祀公業法人の設立より現在までの派下員全体を指し、（二）派下現員、すなわち祭祀公業或いは祭祀公業法人の現在なお存在する派下員を指す（第三条第四項）。派下権とは祭祀公業或いは祭祀公業法人に属する派下員の権利を指す（第三条第五項）。祭祀公業は一つの団体であるため、派下員大会があり、祭祀公業或いは祭祀公業法人の派下現員が構成し、規約・業務計画・予算・決算・財産処分・負担の設定・管理人と監察人の選任を議決する（第三条第六項）。

(2) 祭祀公業條例の施行前にすでに存在していた祭祀公業の申請

祭祀公業條例第二十一条は以下のように定める。「本條例施行前にすでに存在した祭祀公業は、本條例により申請し、併せて直轄市・縣（市）の主管機関に登録した後、祭祀公業法人と

なす。本條例施行前にすでに派下全員証明書を審査・給付した祭祀公業は、すでに本條例によつて申請した祭祀公業とみなし、ただちに第二十五条第一項の規定により登記を申請し祭祀公業法人となしうる。」祭祀公業條例により登記したものは祭祀公業法人となすといえども、一切の権利義務関係は当然ながら本條例の規定するところによつてこれをなさねばならない。申請時は申請書を用意せねばならず、関連文書を添付し、公所「郷・鎮の役場」を通じて直轄市・縣（市）の主管機関に届け登記を申請して祭祀公業法人となす（同條例第二十五条・第二十七条）。他に本條例施行前に、すでに成立した財団法人の祭祀公業は、本條例の規定により、三年以内に登記変更をし祭祀公業法人となすことを得、登記完成の後に、祭祀公業法人の主管機関は法院に書面申請して財団法人の登記を廃止せねばならない（同條例第五十九条第二項）。

管理人は祭祀公業法人の登記証書を取得した日より九十日以内に、登記証書と不動産登記台帳を添付し、土地登記機関に申請し、その不動産所有権の名称変更の登記をして法人所有となす（同條例第二十八条）。この後、もし登記すべき事項があつて登記せず、或いはすでに登記した事項に変更があつて変更の登記をしないものは、その事項を以て第三者に対抗で

きない（同條例第二九条）。

(3) 祭祀公業條例施行後に新たに設立された祭祀公業

祭祀公業條例第五九条第一項の規定により、新たに設立する祭祀公業は民法の規定により社団法人或いは財団法人とせねばならない。

2 不動産処理に関わる法律規定

前述したように、新たに設立する祭祀公業は民法の規定によつて社団法人或いは財団法人とせねばならず、その財産は当然ながら社団法人或いは財団法人の所有に帰するので、解散の登記の前には派下員の共有の問題はない。以前からある祭祀公業については、祭祀公業條例第五〇条の規定によつて、祭祀公業の派下全員証明書の審査・給付、管理人の選任を経、併せて公所に報告して調査に備えた後、三年以内に以下の方式の一つによつて、その土地或いは建物を処理しなければならない。

派下現員の過半数の書面の同意を経て本條例の規定により登記し祭祀公業法人となし、併せて所有権の名称変更の登記を申請し祭祀公業法人の所有となす。

派下現員の過半数の書面の同意を経て民法の規定により財団法人を成立させ、併せて所有権の名称変更の登記を申請し財団法人の所有となす。

規約の規定により所有権の変更登記を申請し派下員の分別共有或いは個別所有となす。

上述の規定によつて処理しないものは、地方主管機関が派下全員証明書の派下現員の名簿により、土地登記機関に依頼して均分の登記をし派下員の分別共有となす。

3 祭祀公業不動産の権利の帰属

祭祀公業條例第七条は次のように定める。「直轄市・縣（市）の土地行政機関は本條例施行の日より一年以内に祭祀公業の土地を調査し併せて調査書を作り、公所に届け九十日の公告をし、併せてまだ申請していない祭祀公業に、公告の日より三年以内に申請をしなければならないと通知する。」祭祀公業という民間風習は、その本質はもともと私法関係に属すが、しかしこの條例が課すのは祭祀公業につき、公告の日より三年以内に申請をなすことで、明らかに強制力をもち、もし遵守できなければ、法的効果のある変動を生むことになる。不動産がもし登記して「祭祀公業法人」或いは「財団法人」

の所有となった時には、派下員はこれらの不動産に対してもはや共有の権利をもたず、当然ながらもはや土地法第三四條の一の多数決で不動産を処分する問題もなくなる。祭祀公業が登記して法人となるからには、法人は独立した人格をもち、そのうえ財産の登記を法人所有とした後は、法人の単独所有となるので（台湾の土地法の規定により不動産の登記は効力発生要件であり、日本の不動産の登記が對抗要件ではないことは異なる）、もはや社員或いは派下員の共有ではなく、当然ながら土地法第三四條の一の規定は適用しない。

五 台湾の祭祀公業の派下員が現行法の下でいかに自己の權益を確保するかについて

1 祭祀公業條例の規定により登記をする時の不動産の処理

祭祀公業條例の第五九條第一項は次のように定める。「新たに設立する祭祀公業は民法の規定により社團法人或いは財団法人とせねばならない。」同條第二項は次のように定める。「本條例の施行前に、すでに成立した財団法人の祭祀公業は、本條例の規定により、三年以内に変更登記をし祭祀公業法人

となすことを得、登記完成の後に、祭祀公業法人の主管機關は法院に書面申請して財団法人の登記を廃止せねばならない。」よって登記でどのような法人となろうとも、財産はいずれも法人の単独所有に帰し、もはや派下員の共有とはならない。

祭祀公業條例によれば第四四條が次のように定める。「祭祀公業法人の目的或いはその行為が、法律・公共の秩序或いは善良の風俗に違反するものは、法院は主管機關・検察官或いは利害關係人の請求により、解散を宣告することができる。」祭祀公業條例第四五條第一項は次のようにいう。「祭祀公業法人は定款が定める解散の事由が発生し或いは直轄市・縣（市）の主管機關がその登記を廃止する時は、これを解散する。」一旦解散の登記をするならいかに財産（動産・不動産）を処理すべきなのだろうか？

台湾民法の第四四條は以下のように定める。「法人の解散の後、法律で別に定める外は、債務の返済の後、その残余財産の帰属は、その定款の規定、或いは總會の決議によらなければならぬ。但し公益を目的とする法人が解散する時は、その残余財産は自然人或いは営利を目的とする団体に帰属することはできない。もし前項の法律或いは定款の規定或いは總會の決議がない時は、その残余財産は法人の住所のある地の

地方自治団体に帰属する。」その結果は以下の通りである。

- (1) もし新たに設け民法により登記し社団法人を成立させた場合

祭祀公業がたとえ規定により登記して社団法人となったとしても、営利性法人でないなら、解散後その残余財産の帰属は、その定款の規定によるか、或いは総会の決議によらなければならぬ。もし定款に規定がなく、総会の決議もない時には、その残余財産は法人の住所のある地の地方自治体に帰属するが、ただこのような状況は生じないはずである。なぜなら祭祀公業の社団法人はなお派下員大会をもっており、その決議は、社団法人の総会の決議に相当するからである。

- (2) 派下現員の過半数が書面で同意して民法の規定により財団法人を成立させたか或いは新たに設け民法により登記し財団法人を成立させた場合

祭祀公業條例第五〇条第一項は、祭祀公業派下全員証明書の審査・給付、管理人の選任を経併せて公所に報告して調査に備えた後、三年以内に以下の方式の一つによって、その土地或いは建物を処理しなければならない、とする。その中の

第二号は以下のように定める。派下現員の過半数の書面の同意を経て民法の規定により財団法人を成立させ、併せて所有権の名称変更の登記を申請し財団法人の所有となす。そして新たに設けられる祭祀公業がもし民法の規定により財団法人となる時（祭祀公業條例第五九条）、台湾民法第六〇条・第六一条が定める内容より知ることができるのは、財団法人が財産援助者の財産提供によって成立した法人であるなら、総会は設けられず、その下にまた社員或いは会員がないので、財産は財団法人の単独所有に属するということである。民法第四七条の第四号で総会組織・同条の第五号で社員の出資・第六号で社員資格の取得と喪失を定めるとする社団法人とははつきりと異なる。よって、祭祀公業はもし民法の規定により成立した財団法人であるなら、なお派下員はいるのであるうか？もしなお派下員がいると考えるのなら、これらの派下員はやはり権利・義務があるのであるうか？もし派下員がいると考えないのであれば、誰によって祭られるべき祖先を祭るのか？或いは当初の立法目的は祭祀公業を単純な公益性の財団法人に変えて、後日派下員が祭祀公業の財産のために再び紛争を起こすことを避けることを望んだのではなかったのか？

また、祭祀公業が規定により登記し財団法人となった時、台湾の民法の規定によれば財団法人はいずれも公益的性質をもち、且つ財団法人は社員はおらず、当然ながら總會の存在はありえず、總會の決議がでてくることもない。一たび解散した後はその残余財産の帰属は、なおその定款の規定によるべきで、もし定款が定められていないなら、その残余財産は自然人或いは営利を目的とする団体に帰属することはできない（台湾民法第四四條）。よって派下員は残余財産を分配することはできない。最終的にはその残余財産は法人の住所のある地の地方自治団体に帰属することになる（台湾民法第四四條第二項）。

(3) 祭祀公業法人（特別法人）

本條例施行前に、すでに成立していた財団法人の祭祀公業がもし規定により登記し祭祀公業法人となる場合、祭祀公業條例第五九條第二項の文義によって見るなら、それは社団法人でもまた財団法人でもなく、立法過程の提案機關である内政部次長の林中森の述べるところに基つけばすなわち「特別法人」であるのだが、ところが台湾の民法には「特別法人」の種別と関連規定はないのである。そのため、特別法人が解

散する時はその財産は「一体社団法人の解散の方式を類推して処理するのか或いは財団法人の解散の方式で処理するのかわ？」祭祀公業條例第三條第六項の規定によれば、派下員大会は祭祀公業或いは祭祀公業法人の派下現員で構成され、規約・業務計画・予算・決算・財産処分・負担の設定・管理人と監察人の選任を議決する。また祭祀公業條例第一五條は以下のように定める。「祭祀公業の規約は以下の事項を記載しなければならぬ。一、名称、目的、所在地。二、派下権の取得と喪失。三、管理人の人数・権限・任期・選任と解任の方式。四、規約の制定と変更の手續。五、財産の管理・処分・負担設定の方式。六、解散後の財産分配の方式。」この外、台湾の民法第四四條は以下のように定める。「法人の解散の後、法律で別に定める外は、債務の返済の後、その残余財産の帰属は、その定款の規定、或いは總會の決議によらねばならない。但し公益を目的とする法人が解散する時は、その残余財産は自然人或いは営利を目的とする団体に帰属することはできない。もし前項の法律或いは定款の規定或いは總會の決議がない時は、その残余財産は法人の住所のある地の地方自治団体に帰属する。」しかし祭祀公業條例の第二四條の規定があり、祭祀公業法人の定款の記載すべき事項の中で第一五号が「解散後

の財産分配の方式」と定めている。このため、祭祀公業條例の施行前に、すでに成立していた財団法人の祭祀公業は、もし本條例の規定により登記を変更して祭祀公業法人となす時は、その定款が解散後の財産分配の方式を記載しなければならぬことになるので、ゆえに定款に記載せる方式によって財産を分配すべきことになる。

ここで疑義があるのは祭祀公業條例は民法の特別法であるので、普通なら祭祀公業條例の規定が優先適用されるべきだが、しかし祭祀公業條例は祭祀公業法人が定款上解散後の財産分配の方式を記載しなければならぬと要求するのみで、自然人の派下員に分配できるかどうかは定めていないことである。ところが台湾の民法第四四一条第一項後段はかえって以下のように定める。「…但し公益を目的とする法人が解散する時は、その残余財産は自然人或いは営利を目的とする団体に帰属することはできない。」よって祭祀公業條例は民法の特別法であると読めるかどうかである。條例中に祭祀公業の定款の中で解散後の財産分配の方式を明記しなければならぬと定め、民法第四四一条が「法人の解散の後、法律で別に定める外は、…」と定めるのなら、祭祀公業條例はここで法律で別に定めるといふのにはあてはまるので民法第四四一条の規定は

適用されないということになるのであろうか？

筆者が考えるに解釈上は、台湾の民法第四四一条第一項の但書が定めるのは同条同項の前の文の内容の範囲を制限するものであり、そこで但書の内容はなお祭祀公業に適用すべきである。こうなってくると、祭祀公業の派下員は自然人であるので、それが残余財産を分配できるかどうかは、祭祀公業が公益を目的とする法人に属するかどうかの認定にかかっている。もし祭祀公業法人が公益性の法人に属しないと考えるなら、残余財産を派下員に分配するとその定款に規定があるか或いは総会で決議する時には、祭祀公業の解散の後に、その派下員には財産を分配できる。これに反することはできない。

問題なのは祭祀公業法人が一体公益を目的とする法人に属するかどうかということなのだろうか？この條例の中では明確に定めていない。祭祀公業條例の第一条は次のように定める。「祖先を祭り孝道を発揚し、宗族の伝統を受け継ぎ及び祭祀公業の土地の地籍管理を健全なものとし、土地の利用を促進し、公共の利益を増進するために、特に本條例を制定する。」この条文の最後の一句が「公共の利益の増進」に言及し、そして條例の第五八条がまた次のように定める。「中央主管機關は奨励措置を定め、祭祀公業がその財産の果実を運用し公益

的慈善及び社会教化事務を振興することを鼓舞しうる。」但し結局付帯的な効用があるのみである。祭祀公業は最も主要であるのはやはり特定のある宗姓の宗族のためにその家族の伝統とその祖先を祭ることを続けるのを主たる目的とすることにある。そして祭祀公業の財産もまた派下員の相続から出ており、他の姓とは関わりなく、過程において公益に及ぶかも知れないとしても、祭祀公業が公共の利益のために設立されたことを代表するわけではないので、筆者は公益を目的とする法人に入れるべきではないと考える。よって祭祀公業法人を「特別法人」と位置づけたとしても、この法人の定款或いは規約が定めていたり或いは派下員大会が決議するのであれば、解散後やはり残余財産を派下員に分配すべきである（民法第四十条第一項）。

解散前に、財産がすでに祭祀公業法人の単独所有に属しており、共有状態でないので、財産処分・負担の設定に対しては、もはや土地法第三四一条の一の多数決の規定を適用しない。そして祭祀公業法人の派下員大会の決議によつてこれを行なうべきで、祭祀公業條例第三三條は以下のように定める。「祭祀公業法人の派下員大会の決議は、派下現員の過半数の出席があり、出席人数の過半数の同意でこれを行なわなければならない

らない、前条の規定により同意書を得るものは、派下現員の二分の一以上の書面の同意を得なければならない。但し以下の事項の決議は、派下現員の三分の二以上の出席があり、出席人数の四分の三を超える同意がなければならぬ、前条の規定により同意書を得るものは、派下現員の三分の二以上の書面の同意を得なければならない。

- 一、定款の制定と変更。
- 二、財産の処分と負担の設定。
- 三、解散。

祭祀公業法人の定款が前項の規定より高い決定人数を定めるなら、その定款の規定に従う。」

前掲条文の第一項の第二号規定によれば「財産の処分と負担の設定」の決議は、派下現員の三分の二以上の出席があるべきで、出席人数の四分の三を超える同意で始めてこれを行なう。その条件は明らかに土地法第三四一条の一の共有者の多数決規定の条件より高い。この外、この条文は「負担の設定」とだけ言つので、明らかに「抵当権」を排除しておらず、解釈上当然ながら「抵当権」、「地上権」、「農育権」、「不動産役権」或いは「典権」を内に含んでおり、ただし財産は祭祀

公業法人の単独所有に属し、もはや派下員の公同共有の状態ではないからであろう。

条文はただ「財産」の処分及び負担の設定というのみなので、動産を売って金銭に換えることと質権の設定もまたこの規定の範囲内にあることになり、派下現員の三分の二以上の出席、出席人数の四分の三を超える同意があつて始めてこれをなしうるとすべきである。これは祭祀公業の管理人に対してはおそらくかなり大きな不便を生むだろう。また祭祀公業條例の第三六条は次のように定める。「管理人は祭祀公業法人の財産の管理について、定款で別に定める外は、保全と利用或いは改良を目的とする行為のみをなしうる。」それは明らかに財産の処分及び負担の設定を含んでいない。

祭祀公業に関わる規約の制定と変更は、祭祀公業條例第一四条第三項が次のように定める。「規約の制定と変更は派下現員の三分の二以上の出席、出席人数の四分の三以上の同意或いは派下現員の三分の二以上の書面同意を経て、公所に報告し調査に備えねばならない。」そして祭祀公業條例の第十五条が祭祀公業の規約の内に記載すべき事項を定めその中の第五号は「財産の管理・処分・負担の設定の方式」についてとしている。もし規約の内容が「財産の管理・処分・負担の設定

の方式」に対して派下現員の過半数の採択を要するだけの低い条件の設定を記載しており、ところが規約自体はなお祭祀公業條例の第一四条第三項の定める派下現員の三分の二以上の出席で、出席人数の四分の三以上の同意或いは派下現員の三分の二以上の書面での同意を経て、併せて公所に申請して調査に備えるとしている時、先程の規約の定める「財産の管理・処分・負担の設定の方式」は有効なのであるうか？また同條例第三三条第一項の定める条件より低く定めることはできるのだろうか。

筆者はこう考える。祭祀公業條例の第三三条第二項は「祭祀公業法人の定款が前項の規定より高い決定人数を定めるなら、その定款の規定に従う。」と定める。この項から逆に解釈すれば、同條例第三三条第一項の定める条件より低くすべきではない。その立法の主旨は主として祭祀公業の財産が軽々しく処分されてしまわぬよう注意深く確保することにあるので、よって定款がより高い条件を定めることができるが、より低い条件を定めることはできない。

2 祭祀公業條例の規定により法人の登記をしない時の不動産の処理

祭祀公業條例第二八条は、管理人は祭祀公業法人の登記証書を取得した日より九十日以内に、登記証書と不動産台帳を添付し、土地登記機関に申請し、その不動産所有権の名称変更の登記をして法人所有となす。期限は一回延長しうる、と定める。前項の定める期限によって処理しなかつたものは、第五〇条第三項の規定によって処理し、すなわち主管機関は派下全員証明書の派下現員の名簿により、この土地登記の管理機関に依頼して均分の登記をし派下員の分別共有とする。

分別共有となつたとしても、もし処分をしたり或いは負担を設定したいのなら、本稿の三二で述べたように、土地法第三四条の一の規定によつてこれをなさねばならない。またその処分・変更及び地上権・農育権・不動産役権或いは典権を設定するは、共有者の過半数及びその持分の過半数の同意でこれを行なわなければならない。但しもしその持分の合計が三分の二を超えるものは、人数は計算しない。よつて、もし派下員の人数が多いためこの条文の定める条件に達することができない時は、この土地はなお十分に利用できないのである。

前述の多数決で採決して典権を設定した状況に至つては、本稿の三二(3)で述べたように、筆者は少数の反対者の權益を侵害するに至るため、ゆえに内に含めるべきでないと考える。もし共有者が多数決で典権の設定を採択したがまた公平の原則に合致せず併せて少数の反対者の權益を確保する方案を提起できない時には、反対する共有者はただ民法第七六七条第一項中段の所有権者を妨害するものに対して除去を請求するを得の規定によつてのみ、いかにして侵害されたかの理由を述べ法院に民事訴訟を提起することで、少数の共有者の自己の持分の權益を確保するのである。

3 祭祀公業の土地の確実な調査と申請者のいない土地の代替競売

台湾の祭祀公業の土地の現在の状況を確実に理解するため、直轄市・縣(市)の土地行政機関は本條例施行の日より一年以内に祭祀公業の土地を調査し併せて調査書を作り、公所に届け九十日の公告をし、併せてまだ申請していない祭祀公業に、公告の日より三年以内に申請をしなければならぬと通知する(祭祀公業條例第七條)。もし祭祀公業の土地が第七條の定める公告の日の三年の期限に達し、以下の状況の一

つであるなら、公共の施設用地の外は、直轄市或いは縣（市）の主管機関が代わりに競売することになる。一、三年の期限に達し申請する者がいない。二、申請が却下され、期限までに訴願の提起或いは法院に裁判の請求がない。三、訴願の決定或いは法院の裁判の却下の確定を経た（祭祀公業條例第五一条）。代替競売の土地に対して、その優先購買権者と優先順序は以下の通り。一、地上権者・典権者・永佃権者「永小作権者」。二、宅地或いは耕地の賃借人。三、共有地の他の共有者。四、本條例施行前にすでに占有が十年以上に達しており、競売時に至つてもなお継続してこの土地の占有をなす人（祭祀公業條例第五一条）。

代替競売した土地の売却金に対しては、主管機関は国庫が設ける地籍整理土地権利売却金の保管金専用口座で、代替競売した土地の売却金を保管しなければならない。この売却金に対しては、5%の行政処理費用と0・5%の地籍整理割増金及び納税すべき土地税を差し引いた後、その残額を前項の保管金専用口座に預けなければならない。祭祀公業は専用口座に預けた保管金の預金の日より十年以内に、証明文書を添付し直轄市或いは縣（市）の主管機関に土地売却金の給付を申請し得る、審査を経て誤りなく、三カ月月の公告をし、期

限に達して異議を申し立てる者なき時は、代替競売した土地の売却金から納税すべき土地税を差し引いた後の残額に依りて、併せて保管金専用口座に預金したものの実収利息を加えてこれを給付する。もし前項の期間の期限に達した後、専用口座に預金する保管金が決算を経てもし残余があるなら、国庫に帰属する（祭祀公業條例第五四条）。

前述の規定によつて代替競売した土地で、二度の競売を経たが競売ができなかつたものは、直轄市或いは縣（市）の主管機関に登記を依頼して国有となす。登記を経て国有となつた土地は、登記が完了した日より十年以内に、祭祀公業は証明文書を添付し、直轄市或いは縣（市）の主管機関に土地売却金の給付を申請し得る、審査を経て誤りなく、三カ月月の公告をし、期限に達して異議を申し立てる者なき時は、この土地の二回目の競売の予定開始価格から納税すべき土地税を指し引いた後の残額により、併せて保管金専用口座に預金したものの収すべき利息を加えて給付する。必要金は、地籍整理土地権利売却金の保管金により対応し、不足は、国庫により対応する（祭祀公業條例第五五条）。

祭祀公業條例の施行前に祭祀公業以外の名義で登記した不動産が、祭祀公業の性質及び事実を具え、申請者がすでに過

半数の派下員の希望を知り祭祀公業事件で処理するという同意書或いはその他の証明文書を提出し認定するに足るものは、本條例の申請及び登記の規定を準用する、財団法人の祭祀公業も、また同じ。前項の不動産が耕地である時は、申請し名称変更して祭祀公業法人となし或いは財団法人・社団法人とし祭祀公業の所有となすを得、農業發展條例の制限を受けない（祭祀公業條例第五六条）。

管理人・派下員或いは利害関係人が祭祀公業の申請と祭祀公業法人の登記・変更・調査に備える事項或いは土地登記事項に対して、異議あるものは、本條例の定める手続により処理する外、直接に法院に提訴しうる（祭祀公業條例第五七条）。
 厳格に言えば、祭祀公業自体は私法領域に属すべきで、公権力はもともと任意に介入すべきでなく、このためその生ずるもめごととは民事訴訟の手段によって紛争を解決できるにすぎないのであるが、しかし私法の中の現在の民法と土地法の規定は実は円満に解決するには不十分である。とりわけ祭祀公業の派下員の人数は数千人にも達することさえあり、意見は分かれ、行方不明のものさえあり、多くの土地はこのため荒廃して十分に利用できず浪費を生み、一部の管理人は機に乗じて財産を奪うことさえあり、引き起こされた訴訟紛争は

常に証拠を挙げるのは難しいことから、確実に問題を解決できないのである。このためただ公権力の介入により、前述の法律の強制効果のある関連規定を通じて、一定の期限のうちに申請を終わらせ或いは法院に提訴して紛争を安定させ争いを止めることを要求しうるのみで、早急に法律関係を確立して、祭祀公業の土地の十分な利用を確保させ、もはや荒廃させぬことを期するのである。

六 結論

台湾の内政部が一九八一年に制定・公布した「祭祀公業土地清理要點」は祭祀公業の土地及び派下員を整理することを指導し、併せて管理人の設立或いは改選を援助し、これにより土地の処分或いは利用に利するようにした。一九八六年の改正の後には、祭祀公業が不動産の所有権或いはその他の権利を新たに取得した時、すでに成立している財団法人以外は、登記は派下員全体の公同共有とせねばならず、「祭祀公業」の名義で登記はできないこととなったところ、生じた法的な紛争はかえって解決が難しくなった。台湾省政府はまた一九九八年四月三〇日に「台湾省祭祀公業土地清理辦法」を公布し、

紛糾した法律問題を解決しようと図ったが、それはいずれも法律レベルの効力を具えていないので、効果は依然としてつきりしなかった。

二〇〇七年二月二日に公布の後、二〇〇八年七月一日に施行された法律の効力を具えた「祭祀公業條例」は再度登記した祭祀公業法人に特別法人の地位を与え、それを権利義務の主体とさせ、行政機関の監督・指導により、宗族の伝統を受け継ぎ併せて土地利用にも注意を向け及び公共の利益を増進するとの目標に達したのである。

祭祀公業條例の規定によれば、新たに設立された祭祀公業は民法の規定により社團法人或いは財団法人となる。施行前に、すでに成立していた財団法人の祭祀公業は、この條例の規定により、三年以内に変更登記をして祭祀公業法人とすることができ、その法的な位置付けは、直ちに法律で単純にそれを財団法人或いは社團法人に帰せしめるべきでなく、内政部長が国会で提案した時に述べたところ及び立法院の第二読審査会の行政院案の説明によって、「特殊法人」とすべきである。但し台湾の民法は特殊法人に関わる規定はないので、その解散時の財産処理は、民法総則編の法人についての関連規定を類推できるにすぎないのだが、筆者は社團法人の

規定を類推し、定款の規定によってこれをなし、もし定款が定められていないなら、總會（すなわち派下員大会）でこれを決議すべきだと考えている。

もし祭祀公業條例の規定によって登記しない時、この條例は派下全員証明書の派下現員名簿により、土地登記の管轄機関に依頼して均分の登記をし派下員の分別共有とする、と定める。このため台湾の土地法第三四条の一は、祭祀公業の不動産の処分・変更及び地上権・農育権・不動産役権或いは典権を設定することに対し、共有者の過半数及びその持分の合計の過半数の同意でこれを行なう、と定める。但しこの条文では典権に対しても多数決で設定できることとなるのだが、筆者は反対の見解を持っている。それは一たび回贖できないとなった時には、典権者が不動産所有権を取得するので、反対者の權益に対する侵害を生むかもしれないからである。

上述の祭祀公業問題に関して何度も政策の重大な変化を経験したことは、実は内政部のこれまでの何回もの政策の不当さと不十分さを意味しているのであり、二二年の混乱と争いを経て、再度正式に立法的に解決したが、しかしまたもやその他の憂慮すべき問題が現われている。特に祭祀公業の派下員がその法律の施行前・後の利害関係にどのような違いがあ

るかを理解できない状況の下にあって、一たびまた争いが生ずるとなると、おそらく公正な法院が確実にそのあるべき正義を実践しうることを望むしかないであろう。政策が注意を払わざるをえないのである！

注

- (1) 高欽明『祭祀公業財産處分實務』永然化出版公司、二〇一〇年六月再版、一五—二三頁。
- (2) 参照、我妻栄・有地亨・清水誠・田山輝明編『コンメンタール民法 総則・物権・債権』日本評論社、二版一刷、二〇〇八年一〇月、一三四頁。
- (3) 参照、立法委員趙永清・張慶忠の立法院での「祭祀公業條例草案」審査報告の提案説明、『立法院公報』第九六卷第二〇期院會記錄、二二六—二二七頁。
- (4) 同右注(3)、張慶忠立法委員の提案説明、二二八頁。
- (5) 同右注(3)
- (6) 『台灣民間習慣調査報告』一九七九年七月再版、七六〇頁以下。
- (7) 同右注(3)、内政部長中森次長の提案説明、二一九頁。
- (8) 台灣祭祀公業條例は二〇〇七年二月二二日、總統華總一義字第〇九六〇〇一六七五七一号で制定・公布し、全文六〇条、本條例の施行期日は、行政院がこれを定める。行政院は二〇〇八年五月一九日に行政院臺秘字第〇九七〇〇一八一三九号を

公布し、二〇〇八年七月一日より施行すると定めた。

- (9) 同右注(3)、内政部長中森次長の提案説明、二二九—二三〇頁。

- (10) 同右注(3)、行政院の提案説明、二四九頁。

- (11) 一九七五年七月一日、『立法院公報』第六四卷第五期院會記錄、二二頁。

- (12) 土地法第三四条の一を追加した時、内政部高應篤次長が立法委員の質問に答えた。一九七五年七月一日、『立法院公報』第六四卷第五期委員會記錄、三頁。

- (13) 謝在全「分別共有内部關係之理論與實務」、詹森林・謝在全・郭玲惠・郭麗珍共著『民法研究(一)』：『民法研究會實錄』所収、學林文化事業公司、一版一刷、一九九九年九月、一六一頁。

付録

台灣 祭祀公業條例

二〇〇七年二月二二日公布

二〇〇八年七月一日 施行

第一章 総則

第一条 祖先を祭り孝道を発揚し、宗族の伝統を受け継ぎ及び祭祀公業の土地の地籍管理を健全なものとし、土地の利用を促進し、公共の利益を増進するために、特に本條例を制定する。

第二条 本條例が主管機関と称するは以下である。中央においては

内政部、直轄市においては直轄市政府、縣(市)においては縣(市)政府、鄉(鎮・市)においては鄉(鎮・市)公所、主管機關の権限・責任の区分は以下の通りである。

一、中央主管機關

(一) 祭祀公業制度の将来計画と関連法令の検討と解釈。

(二) 地方主管機關の祭祀公業業務に対する監督と指導。

二、直轄市・縣(市)の主管機關

(一) 祭祀公業法人の登記事項の審査。

(二) 祭祀公業法人の業務の監督と指導。

三、鄉(鎮・市)の主管機關 本條例施行前にすでに存在した祭祀公業の、その申請事項の処理、派下全員証明書の審査・給付と変動事項の処理。

前項第三号の権限・責任は直轄市或いは市においては、直轄市或いは市の主管機關により管轄される。

本條例の定める鄉(鎮・市)の公所によって行なわれる業務は、直轄市或いは市においては、直轄市或いは市の区公所により行なう。

第二項に列挙しなかつた権限・責任で争いが生じた時は、本條例或いはその他の法律が別に定めているものの外は、中央主管機關が直轄市・縣(市)の主管機關と協議してこれを決定する。

第三条 本條例の用語の定義は以下の通りである。

一、祭祀公業 設立者によって財産を提供し、祖先或いはそ

の他の享祀人を祭ることを目的とする団体。

二、設立人 財産の提供をし祭祀公業を設立する自然人或いは団体。

三、享祀人 祭祀公業により祭られる人。

四、派下員 祭祀公業の設立人及びその派下権を継承する人で、その分類は以下の通り

(一) 派下全員 祭祀公業或いは祭祀公業法人の設立より現在までの派下員の全体。

(二) 派下現員 祭祀公業或いは祭祀公業法人の現在なお存在する派下員。

五、派下権 祭祀公業或いは祭祀公業法人に属する派下員の権利。

六、派下員大会 祭祀公業或いは祭祀公業法人の派下現員が構成し、規約・業務計画・予算・決算・財産処分・負担の設定・管理人と監察人の選任を議決する。

第四条 本條例施行前にすでに存在した祭祀公業は、その派下員は規約によってこれを定める。規約のないもの或いは規約をまだ定めていないものは、派下員は設立人及びその男系子孫(養子を含む)とする。

派下員の男系子孫なきは、その女子でまだ嫁いでいないものが、派下員となることができる。この女子の入り婿をとり或いは入り婿をとらず生んだ男子或いは養子にとつた男子で母の姓を冠しているもの、これらの男子も派下員となること

ができる。

派下の女子・養女・入り婿等で以下の一つにあてはまるものは、また派下員となることができる。

- 一、派下現員の三分の二以上の書面の同意を経た。
- 二、派下員大会で派下現員の過半数が出席し、出席者の三分の二以上が同意する採択を経た。

第五条 本条例施行後、祭祀公業及び祭祀公業法人の派下員に相続の事実が生じた時、その相続人は共同で祭祀を引き受ける者を以て派下員に加えるべきである。

第二章 祭祀公業の申請

第六条 本条例施行前にすでに存在し、そして祭祀公業土地清理要點或いは臺灣省祭祀公業土地清理辦法の規定によつて申請せず併せて派下全員証明書を審査・給付していない祭祀公業はその管理人はこの祭祀公業の不動産の所在地の郷（鎮・市）の公所（以下公所と略称）に申請しなければならない。

前項の祭祀公業で管理人がいない、管理人が行方不明、或いは管理人が申請をしようとしなないものは、派下現員の過半数が推挙する派下現員の一人が申請をすることができる。

第七条 直轄市・縣（市）の土地行政機関は本条例施行の日より一年以内に祭祀公業の土地を調査し併せて調査書を作り、公所に届け九十日の公告をし、併せてまだ申請していない祭祀公業に、公告の日より三年以内に申請をしなければならないと通知する。

第八条 第六条の祭祀公業は、その管理人或いは派下員が申請をする時に申請書を書き、併せて以下の書類を添付しなければならない。

- 一、推薦書。但し管理人が申請する場合は免除する。
- 二、沿革。
- 三、不動産の登記台帳とその証明書類。
- 四、派下全員の系統表。
- 五、派下全員の戸籍謄本。
- 六、派下現員名簿。
- 七、原始規約。但し原始規約がないものは免除する。

前項第五号の派下全員の戸籍謄本は、戸籍登記の実施開始後、申請に至る時の全体の派下員の戸籍謄本を指す。但し戸籍関係の行政機関がこの派下員の戸籍資料がないことを調査で明らかにしたものは、免除する。

第九条 祭祀公業の土地が異なる直轄市・縣（市）・郷（鎮・市）に分かれているものは、面積が最大の土地のある公所に申請しなければならない。申請を受理した公所は祭祀公業にその土地のある公所と共同で審査することを通知しなければならない。

第一〇条 公所が祭祀公業の申請を受理した後、その付された書類は書面審査を受けねばならない。その適合しないものは、申請者に三十日以内に補充・修正することを通知しなければならない、期日までに補充・修正せず或いは補充・修正をした

けれどもやはり適合しないものは、その申請を却下する。

同一の祭祀公業に二人以上の申請者がある場合、公所は当事者に三カ月以内に協議をして一人の申請とするように通知しなければならない。期日までに協議を成立させることができないものは、公所より当事者に一月以内に法院に確認の訴えを提起し併せて公所に報告することを通知し、公所は法院の確定判決によって処理しなければならない。期日になっても提訴しないものは、すべて却下する。

第一条 公所が祭祀公業の申請を受理した後、公所・祭祀公業の土地所在地の村（里）の事務所において公告した派下現員名簿・派下全員系統表・不動産登記台帳を陳列しなければならない。期間は三十日となし、併せて公告文の副本及び派下現員名簿・派下全員系統表・不動産登記台帳を申請人によって公告の日より当地で発行されている新聞紙に三日間連続で載せ、併せて直轄市・縣（市）の主管機関及び公所のウェブサイトに公告文を三十日間載せるものとする。

第二条 祭祀公業の派下現員或いは利害関係人で前条の公告事項に対して異議あるものは、公告期間内に、書面で公所に提起しなければならない。

公所は異議期間の期限に達した後に、異議書を申請人に送るので受け取った日より三十日以内に返答をしなければならない。申請人が期限内に返答書を提出しないなら、その申請を却下する。

申請人の返答書の写しは、公所が異議者に送付する。異議者がおお異議あるなら、返答書を受け取った次の日より三十日以内に、法院に派下権・不動産所有権を確認する訴えを提起し、併せて訴状の副本を訴訟提起の証明とともに公所に届け調査に備えることができる。

申請人が異議を受け取ると、第二項で定める三十日以内に申請事項を訂正して、再び公所に報告して三十日の公告をなし異議を求めねばならない。

第三条 異議期間の期限に達した後、異議を申し立てる者がいない或いは異議申し立て者が返答書を受け取ったが期日までに公所に法院の訴訟受理の証明書を提出しないなら、公所は派下全員証明書を審査・給付する。法院に提訴したものは、各法院がすべて判決を下した後、確定判決によって処理する。

前項の派下全員証明書は、派下現員名簿・派下全員系統表及び不動産登記台帳を含む。

第四条 祭祀公業の原始規約なきものは、派下全員証明書の審査・給付の日より一年以内に、その規約を定めなければならない。祭祀公業の原始規約の内容が不完備なるものは、派下全員証明書の審査・給付の日より一年以内に、その規約を変更しなければならない。

規約の制定と変更は派下現員の三分の二以上の出席、出席人数の四分の三以上の同意或いは派下現員の三分の二以上の書面同意を経て、公所に報告し調査に備えねばならない。

第二五条 祭祀公業の規約は以下の事項を記載しなければならない。

- 一、名称、目的、所在地。
- 二、派下権の取得と喪失。
- 三、管理人の人数・権限・任期・選任と解任の方式。
- 四、規約の制定と変更の手続。
- 五、財産の管理・処分・負担設定の方式。
- 六、解散後の財産分配の方式。

第二六条 祭祀公業の申請の時に管理人なきものは、派下全員証明書の審査・給付の日より一年以内に管理人を選任し、併せて公所に報告して調査に備えねばならない。

祭祀公業に監察人を設けているものは、派下全員証明書の審査・給付の日より一年以内に監察人を選任し、併せて公所に報告して調査に備えねばならない。

祭祀公業の管理人・監察人の選任と調査に備える事項に、異議あるものは、直接に法院に確認の訴えを提起しなければならない。

祭祀公業の管理人・監察人の選任と解任は、規約に別に規定がある或いは派下員大会の議決を経て採択する外は、派下現員の過半数の同意を経なければならない。

第二七条 祭祀公業の派下全員証明書の審査・給付の後、管理人・派下員或いは利害関係人が派下員の漏れ・誤入を発見したものは、派下現員の過半数の同意書を提出し、併せて理由を説明し、公所の三十日の公告を経て異議を申し立てる者がなかつ

た後に、派下全員証明書を訂正することを得、異議あるものは、法院に派下権を確認する訴えを提起せねばならず、公所は法院の確定判決によって処理せねばならない。

第二八条 祭祀公業の派下全員証明書の審査・給付の後、派下員に変動があるなら、管理人・派下員或いは利害関係人は以下の文書を提出し、公所に申請して三十日の公告をしなければならない。異議を申し立てる人なき後に調査に備えることを許す、異議あるものは、第二二条・第二三条に定める手続によって処理する。

- 一、派下全員証明書。
- 二、変動部分の戸籍謄本。
- 三、変動前後の系統表。
- 四、放棄書（放棄する人なきものは、免除）。
- 五、派下員変動前後の名簿。
- 六、規約（規約なきものは、免除）。

第二九条 祭祀公業の管理人の変動は、新しい管理人により以下の証明文書を提出し、公所に申請し調査に備えるものとし、公告の必要はない。

- 一、派下全員証明書
- 二、規約（規約なきものは、免除）。
- 三、選任の証明文書

第二〇条 祭祀公業の申請の時添付した文書に、虚偽不実があり法院の判決の確定を経たものは、公所はその申請を却下し或い

はすでに審査・給付した派下全員証明書を取り消さねばならない。

第三章 祭祀公業法人の登記

第二条 本條例施行前にすでに存在した祭祀公業は、本條例により申請し、併せて直轄市・縣（市）の主管機関に登記した後、祭祀公業法人となす。

本條例施行前にすでに派下全員証明書を審査・給付した祭祀公業は、すでに本條例によつて申請した祭祀公業とみなし、ただしに第二十五条第一項の規定により登記を申請し祭祀公業法人となしうる。

祭祀公業は権利を享受し及び義務を負担する能力を有す。

祭祀公業が登記を申請して祭祀公業法人となつた後は、祭祀公業の名称の上に法人の名称を冠しなければならない。

第二条 祭祀公業法人は管理人を設け、祭祀公業法人の事務を執行し、祭祀公業法人の財産を管理し、併せて対外的に祭祀公業法人を代表しなければならない。管理人が数人あるものは、その人数は奇数とし、併せて管理人の互選によつて一人を代表者としなければならない。管理事務の執行は管理人全体の過半数の同意で決する。

第三条 祭祀公業法人は監察人を設けることができ、派下現員中より選任し、祭祀公業法人の事務の執行を監察する。

第四条 祭祀公業法人の定款は、以下の事項を記載しなければならない。

- 一、名称
 - 二、目的
 - 三、主たる事務所の所在地
 - 四、財産総額
 - 五、派下権の取得と喪失
 - 六、派下員の権利と義務
 - 七、派下員大会の召集・権限と議決規定
 - 八、管理人の人数・権限・任期・選任と解任の方式
 - 九、監察人を設けるものは、その人数・権限・任期・選任と解任の方式
 - 十、祭祀事務
 - 十一、定款の制定と変更手続
 - 十二、財産の管理・処分・負担設定の方式
 - 十三、存立期間を定めているものは、その期間
 - 十四、解散の規定
 - 十五、解散後の財産分配の方式
- 第二十五条 祭祀公業は申請書を作り、併せて以下の文書を添付して公所を通じて直轄市・縣（市）の主管機関に届け登記を申請して祭祀公業法人となす。
- 一、派下現員過半数の同意書
 - 二、沿革
 - 三、定款
 - 四、主たる事務所の所在地を明記した文書、支所を設けたも

のは、また同じ。

五、管理人の調査に備える公文書の写し、申請前にすでに管理人があるものは、併せて管理人名簿を付す。

六、監察人の調査に備える公文書の写し、申請前にすでに監察人のあるものは、併せて監察人名簿を付し、監察人なきものは、免除する。

七、派下全員証明書。

八、祭祀公業法人の印と管理人の印。

前項の祭祀公業法人の印の様式と規格は、中央主管機関によつてこれを定める。

第二六条 直轄市・縣（市）の主管機関は祭祀公業法人の登記の申請を受理し、本条例の規定に符合するかどうかの審査を経て、祭祀公業法人の登記証書を給付する。

前項の法人登記証書は祭祀公業の名称の上に法人の名称を冠しなければならない。

祭祀公業法人の登記証書の形は、中央主管機関によつてこれを定める。

第二七条 直轄市・縣（市）の主管機関は祭祀公業法人の登記を行ない、法人登記簿を備え、併せて以下の事項を記載しなければならない。

一、祭祀公業法人の設立の目的・名称・所在地。

二、財産総額。

三、派下現員名簿。

四、管理人の姓名と住所、法人を代表する管理人を定めているものは、その姓名。

五、監察人を設けているものは、その姓名と住所。

六、存立期間を定めているものは、その期間。

七、祭祀公業法人の登記証書の審査・給付の日。

八、祭祀公業法人の印と管理人の印。

祭祀公業法人の登記簿の形は、中央主管機関によりこれを定める。

第二八条 管理人は祭祀公業法人の登記証書を取得した日より九十日以内に、登記証書と不動産登記台帳を添付し、土地登記機関に申請し、その不動産所有権の名称変更の登記をして法人所有となす、期限は一回延長しつゝ。

前項の定める期限によつて処理しないものは、第五〇条の第三項の規定によつて処理する。

第二九条 祭祀公業法人の登記の後、登記すべき事項があつて登記せず、或いはすでに登記した事項に変更があつて変更の登記をしないものは、その事項を以て第三者に対抗することはできない。

第四章 祭祀公業法人の監督

第三〇条 祭祀公業法人の派下員大会は毎年少なくとも定期に一回開き、以下の事項を議決する。

一、定款の制定と変更。

二、管理人・監察人の選任。

三、管理人・監察人の業務報告。

四、管理人が作る年度の予算書・決算書・業務計画書と業務執行書。

五、財産処分と負担の設定。

六、その他派下員の権利・義務に関わる事項。

祭祀公業法人は派下員大会の会議記録を会議後三十日以内に、公所を通じて直轄市・縣（市）の主管機関に届け調査に備えねばならない。

第三条 祭祀公業法人の派下員大会は、法人を代表する管理人により招集し、併せて派下現員の過半数の出席がなくてはならない。派下現員に変動がある時は、開会前に派下員の変更登記をしなければならない。

管理人は必要と考えた場合或いは派下現員の五分の一以上の書面請求を経た場合は、臨時の派下員大会を招集することができる。

前二項により招集した派下員大会は、法人を代表する管理人が議長を担当する。

管理人が定款或いは第一項と第三項の規定により会議を招集しないなら、第二項の請求による派下現員が推挙する代表がこれを招集し、併せて一人を相互推薦して議長を担当させる。

第三条 祭祀公業の事務を執行するために、定款或いは本条例の規定により派下員大会が事項を議決しなければならない時に、

祭祀公業法人の派下員大会の出席人数が故あって定数に達しないものは、法人を代表する管理人が第三条が定める比率の派下現員の印のある同意書を取ってこれをなす。

第三条 祭祀公業法人の派下員大会の決議は、派下現員の過半数の出席があり、出席人数の過半数の同意でこれを行わなければならない、前条の規定により同意書を得るものは、派下現員の二分の一以上の書面の同意を得なければならない。但し以下の事項の決議は、派下現員の三分の二以上の出席があり、出席人数の四分の三を超える同意がなければならない、前条の規定により同意書を得るものは、派下現員の三分二以上の書面の同意を得なければならない。

一、定款の制定と変更。

二、財産の処分と負担の設定。

三、解散。

祭祀公業法人の定款が前項の規定より高い決定人数を定めるなら、その定款の規定に従う。

第四条 祭祀公業法人が定款を制定及び変更するために派下員大会を開く時は、直轄市・縣（市）の主管機関に申請して担当者派遣・列席を願わねばならない。

第五条 祭祀公業法人の管理人・監察人の選任と解任は、定款で別に定めるか或いは派下員大会で議決を経て採択したものの外は、派下現員の過半数の同意を経なければならない。

第六条 管理人は祭祀公業法人の財産の管理について、定款で別

共有者が多数決で共有地を処分することの合理性

に定める外は、保全と利用或いは改良を目的とする行為のみをなす。

第三七条 祭祀公業法人の派下現員が変動したものは、以下の文書を提出し、公所を通じて直轄市・縣(市)の主管機関に届け派下員の変更登記を行わなければならない。

- 一、派下全員証明書
- 二、派下員の変動部分の系統表。
- 三、変動部分の派下員の戸籍謄本。
- 四、派下員の変動前の名簿と変動後の現員名簿
- 五、派下権放棄書、派下権を放棄することなきものは、免除。
- 六、定款。

前項の祭祀公業法人の派下現員が変動したものは、直轄市・縣(市)の主管機関の三十日間の公告を経て、異議を申し立てる者なきは、調査に備えるものとし、異議あるものは、第一二条・第一三条の定める手続により処理する。

第三八条 祭祀公業法人の管理人或いは監察人が変動したものは、管理人或いは監察人を選任する証明書を提出し、公所を通じて直轄市・縣(市)の主管機関に届け管理人或いは監察人の変更登記を行わなければならない。

祭祀公業法人の管理人・監察人の選任と変更登記に異議あるものは、直接に法院に民事確認の訴えを提起しなければならない。

第三九条 祭祀公業法人の不動産に変動あるものは、土地・建物の

変動証明文書と変動後の不動産登記台帳を提出し、公所を通じて直轄市・縣(市)の主管機関に届け変更登記を行わなければならない。

第四〇条 祭祀公業法人の印或いは管理人の印に変動があるものは、新たな法人印と管理人印及び関連資料を提出し、公所を通じて直轄市・縣(市)の主管機関に届け変更登記を行わなければならない。

第四一条 祭祀公業法人は帳簿を設け、詳細に会計に関わる事項を記録し、定められた期日までに収支報告を作成しなければならない。祭祀公業法人は法人登記書を取得した日より三カ月以内及び毎年度の開始の三カ月前に、年度予算書と業務計画書を提出し、年度終了後の三カ月以内に、年度決算及び業務執行書を提出し、公所を通じて直轄市・縣(市)の主管機関に届け調査に備えねばならない。

第四二条 祭祀公業法人で監察人を設けているものは、監察人は随時業務の執行状況と財務帳簿を照合するを得、併せて管理人の提出する各種の冊子・計画に対して、派下員大会に監察意見を報告することができる。

第四三条 祭祀公業法人の以下の状況の一つがあるものは、直轄市・縣(市)の主管機関が訂正すべきで、併せて期限までの改善を通知すべきである。

- 一、法令或いは定款の規定に違反した。
- 二、管理運用と設立目的の不一致。

三、財務収支が合法的な証拠を具えておらず或いは完備した会計記録をもっていない。

四、財務総額からすでに設立目的を達成できない。

祭祀公業法人が前項の期限内に改善していないなら、直轄市・縣（市）の主管機関はその管理人の職務を解除し、新たに管理人を選任させ或いは登記を廃止させることができる。

第四四条 祭祀公業法人の目的或いはその行為が、法律・公共の秩序或いは善良の風俗に違反するものは、法院は主管機関・検察官或いは利害関係人の請求により、解散を宣告することができる。

第四五条 祭祀公業法人は定款が定める解散の事由が発生し或いは直轄市・縣（市）の主管機関がその登記を廃止する時は、これを解散する。

祭祀公業法人の解散の時、清算人は証明文書と財産清算の計算書を提出し、直轄市・縣（市）の主管機関に報告し調査に備えねばならない。

第四六条 祭祀公業法人の解散の後、その財産の清算は管理人がこれをなす。但し定款が特別な規定を有し或いは派下員大会が別に決議をしているものは、この限りではない。

第四七条 前条の規定によりその清算人を定めることができない時は、法院は直轄市・縣（市）の主管機関・検察官或いは利害関係人の申請によって、或いは職権によって清算人を選任することができる。

第四八条 清算人の職務は以下の通り。

一、現在事務の処理。

二、債権の回収・債務の償還。

三、残余財産を引き渡し分配する。

祭祀公業法人は清算の終結に至るまで、清算の必要の範囲内で、存続するとみなす。

第五章 祭祀公業の土地の処理

第四九条 祭祀公業の派下全員証明書の審査・給付の後、管理人・派下現員或いは利害関係人が不動産登記台帳の中に建物或いは土地に漏れや誤入を発見するなら、派下現員の過半数の同意書と土地或いは建物の所有権状の写し或いは土地登記（簿）の謄本を提出し、公所の三十日の公告を経て異議を申し立てる者がなければ、不動産の登記台帳を正すことができる。異議があるものは、法院に不動産所有権確認の訴えを提起すべし。公所は法院の確定判決によって処理する。

第五〇条 祭祀公業の派下全員証明書の審査・給付、管理人の選任を経併せて公所に報告して調査に備えた後、三年以内に以下の方式の一つによって、その土地或いは建物を処理しなければならない。

一、派下現員の過半数の書面の同意を経て本條例の規定により登記し祭祀公業法人となし、併せて所有権の名称変更の登記を申請し祭祀公業法人の所有となす。

二、派下現員の過半数の書面の同意を経て民法の規定により

財団法人を成立させ、併せて所有権の名称変更の登記を申請し財団法人の所有となす。

三、規約の規定により所有権の変更登記を申請し派下員の分別共有或いは個別所有となす。

本條例施行前にすでに派下全員証明書を審査・給付した祭祀公業は、本條例施行の日より三年以内に、前項各号の規定によって処理する。

前二項の規定によって処理しないものは、直轄市・縣(市の主管機関が派下全員証明書の派下現員名簿により、管轄する土地登記機関に依頼し均分の登記をし派下員の分別共有となす。

第五一条 祭祀公業の土地が第七条の定める公告の日の三年の期限に達し、以下の状況の一つであるなら、公共の施設用地の外は、直轄市或いは縣(市)の主管機関が代わりに競売する。

一、三年の期限に達し申請する者がいない。

二、申請が却下され、期限までに訴願の提起或いは法院に裁判の請求がない。

三、訴願の決定或いは法院の裁判の却下の確定を経た。

前項の状況について、祭祀公業と利害関係人に正当な理由あるものは、代替競売の暫定的猶予を申請することができる。

前二項の代替競売の手続・代替競売の暫定的猶予の要件と期限・競売開始価格を定めることとその他のなすべき事項の方法は、中央主管機関がこれを定める。

第五二条 前条の規定による代替競売の土地に対しては、その優先購買権者と優先順序は以下の通り。

一、地上権者・典権者・永佃権者「永小作権者」。

二、宅地或いは耕地の賃借人。

三、共有地の他の共有者。

四、本條例施行前にすでに占有が十年以上に達しており、競売時に至ってもなお継続してこの土地の占有をなす人。

前項第一号の優先購買権の順序は、登記の前後を以てこれを定む。

第五三条 直轄市或いは縣(市)の主管機関が代替して土地を競売する前に、三ヶ月の公告をしなければならない。

前項の公告は、前条の優先購買権の意味するところを載せ、併せて公告を以て代替し優先購買権者に対する通知をせねばならない。優先購買権者が競売決定の後十日以内に書面で購入の意思表示をしないなら、その優先購買権を放棄したとみなす。

直轄市或いは縣(市)の主管機関は整理する土地を代替して競売する公告をする前に、税金行政・戸籍行政・生活行政・土地行政等の機関に問い合わせなければならない、その調査で明らかにできた祭祀公業の土地の派下現員或いは利害関係人には、公告の時に併せて通知すべきである。

第五四条 直轄市或いは縣(市)の主管機関は国庫が設ける地籍整理土地権利売却金の保管金専用口座で、代替競売した土地の

売却金を保管しなければならない。

直轄市或いは縣（市）の主管機関は代替競売した土地の売却金から、五％の行政処理費用と〇・五％の地籍整理増金及び納税すべき土地税を差し引いた後、その残額を前項の保管金専用口座に預けなければならない。

祭祀公業は専用口座に預けた保管金の預金の日より十年以内に、証明文書を添付し直轄市或いは縣（市）の主管機関に土地売却金の給付を申請し得る、審査を経て誤りなく、三カ月の公告をし、期限に達して異議を申し立てる者なき時は、代替競売した土地の売却金から納税すべき土地税を差し引いた後の残額に応じて、併せて保管金専用口座に預金したものの実収利息を加えてこれを給付する。

前項の期間の期限に達した後、専用口座に預金する保管金が決算を経てもし残余があるなら、国庫に帰属する。地籍整理土地権利売却金の保管金の預金・保管・国庫納入等の事項及び地籍整理増金の分配と審査・給付等の事項の方法は、中央機関がこれを定める。

第五五条 第五一条の規定により代替競売した土地は、二度の競売を経たが競売ができなかった場合、直轄市或いは縣（市）の主管機関に登記を依頼して国有となす。

前項の登記が国有となった土地は、登記が完了した日より十年以内に、祭祀公業は証明文書を添付し、直轄市或いは縣（市）の主管機関に土地売却金の給付を申請し得る、審査を経

て誤りなく、三カ月の公告をし、期限に達して異議を申し立てる者なき時は、この土地の二回目の競売の予定開始価格から納税すべき土地税を差し引いた後の残額により、併せて保管金専用口座に預金したものの収すべき利息を加えて給付する。必要金は、地籍整理土地権利売却金の保管金により対応し、不足は、国庫により対応する。

第六章 附則

第五六条 本條例施行前に祭祀公業以外の名義で登記した不動産は、祭祀公業の性質と事実を具え、申請者がすでに過半数の派下員の希望を知り祭祀公業事件で処理するという同意書或いはその他の証明文書を提出し認定するに足る場合、本條例の申請及び登記の規定を準用する、財団法人の祭祀公業も、また同じ。

前項の不動産が耕地である時は、申請し名称変更して祭祀公業法人となし或いは財団法人・社団法人とし祭祀公業の所有となすを得、農業發展條例の制限を受けない。

第五七条 管理人・派下員或いは利害関係人が祭祀公業の申請と祭祀公業法人の登記・変更・調査に備える事項或いは土地登記事項に対して、異議あるものは、本條例の定める手続により処理する外、直接に法院に提訴しうる。

第五八条 中央主管機関は奨励措置を定め、祭祀公業がその財産の果実を運用し公益的慈善及び社会教化事務を振興することを鼓舞しうる。

第五九条 新たに設立する祭祀公業は民法の規定により社団法人或いは財団法人とせねばならない。

本條例施行前に、すでに成立した財団法人の祭祀公業は、本條例の規定により、三年以内に変更登記をし祭祀公業法人となすことを得、登記完成の後に、祭祀公業法人の主管機関は法院に書面申請して財団法人の登記を廃止せねばならない。

第六〇条 本條例施行の期日は、行政院がこれを定める。

台灣 土地法

第三四條の一 共有の土地或いは建築改良物は、その処分・変更及び地上權・永佃權「永小作權」・地役權或いは典權の設定の場合、共有者の過半数及びその持分の合計の過半数の同意を以てこれを行わなければならない。但しその持分の合計が三分の二を超えるものは、人数は計算しない。

共有者は前項の規定によつて処分・変更或いは負担を設定する時、まず書面で他の共有者に通知しなければならない、書面で通知できないものは、これを公告しなければならない。

第一項の共有者は、他の共有者が得るべき対価或いは補償に對して、連帶して償還責任を負う。權利の変更登記をなす時には、併せて他の共有者がすでに受領或いは供託をなした証明を提出しなければならない。それにより不動産物權を取得たものは、他の共有者に代わり登記を申請しなければならない。

らない。

共有者がその持分を売却する時、他の共有者は同一の價格で共同或いは単独で優先して買取り取ることができ、

前四項の規定は、公同共有にこれを準用する。

法により分割することのできる共有の土地或いは建築改良物は、共有者が自ら協議して分割できない場合、いかなる共有者も管轄の直轄市・縣（市）の土地行政機関に調停を申請することができる。調停に承服しないものは、調停の通知を得た十五日以内に司法機関に訴えの手続をしなければならず、期限までに提訴しないものは、もとの調停の結果によつてこれを処理する。

台灣 民法

第八一七條 数人がその持分に依じて、一物に對する所有權を有するものは、共有者となす。

各共有者の持分が不明なるものは、それは均等となすと推定する。

第八一八條 各共有者は、契約で別に定める外は、その持分に依じて、共有物の全部に對して、使用收益の權を有する。

第八一九條 各共有者は、その持分を自由に処分することができる。共有物の処分・変更・負担の設定は、共有者全体の同意を得なければならない。

第八二〇条 共有物の管理は、契約で別に定める外は、共有者の過半数及びその持分の合計の過半数の同意を以てこれを行なわねばならない。但しその持分の合計が三分の二を超えるものは、人数は計算しない。

前項の規定による管理が明らかに公平を失するものは、同意しない共有者が法院に申請して裁定を以てこれを変更しうる。

前二項で定める管理は、事情変更により継続が難しい時は、法院はいかなる共有者の申請によつても、裁定でこれを変更しうる。

共有者は第一項の規定により管理の決定をなし、故意或いは重大なる過失があり、共有者が損害を受けるに到る場合、同意しなかつた共有者に対して連帯して賠償責任を負ふ。

共有物の簡易な修繕及びその他の保存行為は、各共有者が単独でこれをなすことができる。

第八二一条 各共有者は第三者に対して、共有物の全部について所有権に基づく請求をなすことができる。但し共有物の回復請求は、共有者全体の利益のためにのみこれをなすことができる。

第八二二条 共有物の管理費及びその他の負担は、契約で別に定める外は、各共有者のその持分に応じてこれを分担しなければならぬ。

共有者の中の一人が、共有物の負担について支払いをなし、

その分担すべき部分を超えたものは、その他の共有者に対してその分担すべき部分に応じて、償還を請求できる。

第八二三条 各共有者は、法令で別に定める外は、随時共有物の分割を請求できる。但し物の使用目的により分割ができない或いは契約が不分割の期限を定めているものは、この限りではない。

前項の不分割の期限を定めるには、五年を超えることはできない、五年を超えるものは、五年に短縮する。但し共有の不動産は、その契約が管理の取り決めをする時に、不分割の期限を定めるものは、三十年を超えることはできない。三十年を超えるものは、三十年に短縮する。

前項の場合、もし重大な事由があるなら、共有者は随時分割を請求できる。

第八二四条 共有物の分割は、共有者の協議の方法によりこれを行なう。

分割の方法が協議で決定できない、或いは協議での決定の後消滅時効の完成により共有者の履行の拒絶を経たものは、法院はいかなる共有者の請求によつても、以下の分配を命ずることができる。

一、原物を以て各共有者に分配する。但し各共有者がいずれも原物の分配を受けることが明らかに困難であるものは、原物を一部の共有者に分配することができる。

二、原物の分配が明らかに困難な時には、共有物を売却して

金銭に変え、売却金を各共有者に分配することができる、
或いは原物の一部を各共有者に分配し、他の部分を金銭に
変え、売却金を各共有者に分配する。
原物を分配する時、もし共有者の中に分配を受けない或い
はその持分に応じて分配を受けることのできないものあるは、
金銭でこれを補償する。

原物を分配する時、共有者の利益により或いはその他の必
要な場合、共有物の一部についてはなお共有を維持できる。
共有者の同じ数個の不動産は、法令で別に定める外は、共
有者は合併分割を請求できる。

共有者の一部の同じ隣接する数個の不動産については、こ
の不動産の持分共有者は、各不動産の持分の過半数の共有者
の同意を経て、前項の規定を適用して、合併分割を請求でき
る。但し法院が合併分割を不相当と考えるものは、なおこれ
を分別分割とする。

共有物を金銭に変える時は、買受人が共有者である場合の
外は、共有者は同じ条件で優先的に買い取る権利をもち、二
人以上が優先買い取りを願うなら、抽籤でこれを定める。
第八二四条の一 共有者は共有物の分割の効力の発生の時より、得
た部分の所有権を取得する。

持分に抵当権或いは質権のあるものは、その権利は共有物
の分割によって影響を受けない。但し以下の状況の一つがあ
るものは、その権利は抵当権設定者或いは質権設定者の得る

ところの部分に移る。

一、権利者が分割に同意した。
二、権利者がすでに共有物の分割訴訟に参加している。

三、権利者が共有者の訴訟を知らされたが参加しなかった。

前項の但し書の場合、売却金の分配或いは金銭で補償する
ものについて、第八八一条第一項・第二項或いは第八九条
第一項の規定を準用する。

前条第三項の場合、もし不動産の分割をなすときは、補償
を受けるべき共有者は、その補償金額について、補償義務者
の得るところの不動産に対して、抵当権を有する。

前項の抵当権は共有物の分割登記をなす時に、併せて登記
し、その順序は第二項但書の抵当権に優先する。

第八二五条 各共有者は、他の共有者が分割によって得た物に対し、
その持分に応じて、売主と同一の担保責任を負う。

第八二六条 共有物の分割の後、各分割人はその得たところのもの
の証書を保存しなければならない。

共有物分割の後、共有物の証書に関しては、最大部分を取
得した者がこれを保存するものとし、最大部分を取得した者
がない場合は、分割人の協議でこれを定め、協議で決定でき
ない場合は、法院に申請してこれを指定することができる。

各分割人は、他の分割人が保存する証書を使用することを
請求することができる。

第八二六条の一 不動産共有者の間での共有物の使用・管理・分割

或いは分割禁止の定め或いは第八二〇条第一項の定めによつてなす決定に關しては、登記の後、持分の譲受人或いは物権取得者に対して、効力を有する。その法院の裁定により定められたるの管理も、登記を経た後は、また同じ。

動産の共有者の間で共有物についてなす前項の定め・決定或いは法院のなすところの裁定は、持分の譲受人或いは物権取得者に対し、譲受け或いは取得時にその事情を知悉し或いは知りうべきを限りとして、また効力を有する。

共有物の持分の譲渡の時、譲受人は譲渡人に対して共有物の使用・管理或いはその他の状況で生ずるところの負担について連帯して償還責任を負つ。

第八二七条 法律の規定・慣習或いは法律行為により、一つの公同關係となる数人が、その公同關係に基づいて、一物を共有するものは、公同共有者となす。

前項の法律行為によつて成立する公同關係は、法律の規定或いは慣習があるものを以て限りとなす。

各公同共有者の権利は、公同共有物の全部に及ぶ。

第八二八条 公同共有者の権利義務は、その公同關係が成立する根拠となる法律・法律行為或いは慣習によりこれを定む。

第八二〇条、第八二一条・第八二六条の一の規定は、公同共有にこれを準用する。

公同共有物の処分及びその他の権利の行使は、法律で別に定める外は、公同共有者全体の同意を得なければならない。

第八二九条 公同關係の存続中は、各公同共有者は、その公同共有物の分割を請求することはできない。

第八三〇条 公同共有の關係は、公同關係の終止より、或いは公同共有物の譲渡によつて消滅する。

公同共有物の分割は、法律で別に定める外は、共有物の分割に關する規定を準用する。

第八三一条 本節の規定は、所有権以外の財産権において、数人が共有或いは公同共有する場合これを準用する。

補記

二〇一二年一月二八日に台湾の真理大学財經法律学系と名城大学法学部の間で交流研究会が開かれた。真理大学と名城大学は大学間の国際交流協定を結んでおり、様々な交流活動を行なっているが、今回の研究会はその一環である。

ここに一月二八日の研究会での真理大学財經法律学系謝祀森教授の報告原稿の翻訳を掲載する。謝論文は台湾でみられる慣行である祭祀公業（親族団体が共有地を所有し、そこからの収益により祖先の祭祀を行なう）について、近年制定された祭祀公業條例も含めて法的な問題を論ずるものである。祭祀公業の慣行は、法制史の分野でもしばしば取り上げられるテーマである。民法を専門とされる謝教授が、この長い伝統をもつ慣行への現代法による対応についてどのような問題点を指摘されるか、法制史を専門とする訳者にとつても興味深いものであり、謝論文を訳出することとした。

なお訳分中の「一」は筆者による補注である。また文中の「農育権」と「不動産役権」及び「永佃権」について若干述べておく。近年台湾では民法の改正が行なわれ、二〇一〇年二月の改正で物権編第四章永佃権が削除され、第四章之「農育権」が設けられた。永佃権は、小作料を支払うことで永久に他人の土地上で耕作或いは牧畜をなす権利である。農育権は、他人の土地で農作・森林・養殖・牧畜をなすまた竹木を植え或いは育てる権利で、期限は二十年を超えないものとする。また二〇一〇年二月の改正で第五章地役権は、第五章不動産役権となった。地役権は、他人の土地を自己の土地の便宜の用に供する権利である。不動産役権は、他人の不動産を自己の不動産の通行、取水、採光眺望、電信或いはその他の特定の便宜の用の目的となす権利である。